

労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化

- 労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策の義務付け。
- 事業者には労働者を雇用する農業者（法人、家族経営問わず）も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

▶ 労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
 - ✓ 早期発見のための体制整備
 - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。

